

資産運用報告の適正性に関する確認書

2020年1月27日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地	東京都港区赤坂四丁目15番1号
不動産投資信託証券発行者名	積水ハウス・リート投資法人
	(コード: 3309)
代表者の役職・氏名 (署名)	執行役員 井上 順一

本投資法人の執行役員である井上 順一は、本投資法人の2019年5月1日から2019年10月31日までの第10期営業年度の資産運用報告の提出時点において、当該資産運用報告における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。私が不実の記載がないと認識するに至った理由は、下記のとおりです。

記

1. 本投資法人の仕組みについて

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用に係る業務等を積水ハウス・アセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）に、計算に関する事務、会計帳簿の作成に関する事務及び機関の運営に関する事務を含む一般事務並びに資産の保管に係る業務を三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「一般事務受託者」といいます。）に、投資主名簿管理等に係る一般事務をみずほ信託銀行株式会社に、投資法人債に係る一般事務を株式会社三菱UFJ銀行に委託しております。

2. 資産運用報告提出までのプロセス

一般事務受託者が作成した会計帳簿をもとに、本資産運用会社にて必要な情報を収集・集約した上で資産運用報告案を作成し、2019年12月13日開催の本投資法人役員会で承認の後、資産運用報告を提出しております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 資産運用報告の作成にあたり、投信法等の関係法令に関して、必要に応じて本投資法人の法律顧問であるアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を得ております。
- (2) 本投資法人の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人より、投信法第130条に規定される監査を受けております。

- (3) 税務に関する事項は、必要に応じて本投資法人の税務顧問である BY 税理士法人による助言及び確認を受けております。
- (4) 一般事務受託者により適切に作成された会計帳簿について本資産運用会社において本投資法人の経理に関する内部規則等に沿った合理的なものであることを確認した上で、本資産運用会社の所定の手続に従い当該資産運用報告案が作成されていることを確認しております。
- (5) 本資産運用会社から、本投資法人の資産運用の状況等について原則として毎月開催される本投資法人役員会において報告を受け、必要に応じて確認を実施する等、内部管理体制の状況及びその有効性について確認をしております。

以 上